

奈良県告示第四百十一号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報報）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表奈良県職員採用選考試験（知事が実施するものに限り、看護師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士に係るものを除く。）の項中「限り」の下に「、栄養士、管理栄養士」を、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士、視能訓練士」を加え、同表手話通訳者登録試験の項中「福祉部障害福祉課」を「健康福祉部障害福祉課」に改め、同表介護支援専門員実務研修受講試験の項中「福祉部長寿社会課」を「健康福祉部長寿社会課」に改め、同表准看護師試験の項中「福祉部健康安全局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」に改め、同表奈良県看護師・助産師採用試験の項中「福祉部健康安全局医療管理課」を「医療政策部医療管理課」に改め、同表奈良県職員採用選考試験（知事が実施するものに限り、かつ、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士に係るものに限る。）の項中「かつ」の下に「、栄養士、管理栄養士」を、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士、視能訓練士」を加え、「福祉部健康安全局医療管理課」を「医療政策部医療管理課」に改め、同表毒物劇物取扱者試験の項及び登録販売者試験の項中「福祉部健康安全局薬務課」を「医療政策部薬務課」に改め、同表調理師試験の項からクリーニング師試験の項までの規定中「福祉部健康安全局消費・生活安全課」を「くらし創造部消費・生活安全課」に改め、同表技能検定の項及び職業訓練指導員試験の項中「商工労働部雇用労政課」を「産業・雇用振興部雇用労政課」に改める。